

地震等災害被害予測調査の概要

1 目的

災害からの被害軽減を図るため、本県で起こりうる地震・津波などの自然災害について、国の南海トラフ地震の被害想定の見直しや、能登半島地震から得られた教訓などを踏まえ、今年度からの2か年で被害予測調査を実施する。

※ 前回調査は、平成24年度から25年度に実施

2 事業期間

令和7年度から8年度

3 事業内容

令和7年度は、基礎資料の調査、データ化等を行い、本県で起こりうる地震・津波などに起因する災害の想定（地震動、津波高、浸水区域、液状化、斜面崩壊等）を行う。

令和8年度は、建物被害、人的被害、ライフライン被害などの被害予測を行い、被害シナリオを作成するとともに、防災・減災対策の課題の検討等を行い、地域防災計画において掲げている減災目標等に反映する。

なお、調査の実施に当たって、災害の想定や対策等について助言及び提言を得るため、有識者会議を設置する。

4 有識者会議

- ・ 委員 11名
- ・ 主な調査項目

地震動、津波（海底火山噴火を含む）、液状化、斜面崩壊、建物被害、人的被害、ライフライン被害、被害シナリオ、防災・減災対策

国の南海トラフ地震被害想定の見直しについて

○ 結果概要（国の調査結果から抜粋）

(1) 全国における被害

	R7被害想定	H26基本計画
死者数（万人）	約 29.8	約 33.2
負傷者数（万人）	約 95.2	—
要救助者数（万人）	約 38.0	—
避難者数（万人）	約 1,230.0	約 950.0
建物全壊焼失棟数（万棟）	約 235.0	約 250.4
経済被害〔資産〕（兆円）	約 224.9	約 169.5
〃〔活動〕（兆円）	約 45.4	約 44.7

(2) 鹿児島県における被害

（参考）

	R7被害想定	国想定（H24）	県想定（H26）
死者数（人）	約 1,400	約 1,200	約 2,000
負傷者数（人）	約 6,000	約 1,000	約 1,300
要救助者数（人）	約 600	約 300	約 1,200
避難者数（人）	約 56,000	約 32,000	約 48,900
建物全壊焼失棟数（棟）	約 5,900	約 5,900	約 14,900

- ※ 1 都府県別の経済被害は計算されていない。
- ※ 2 各数値は、被害が最大と見込まれるケースの値。
- ※ 3 県想定は、「県地震等災害被害予測調査」における南海トラフ地震による被害。

国の南海トラフ地震被害想定在市町村別最大値の推移

市町村別最大値			震度		最大津波高【m】		浸水面積【ha】	
			(推進地域項目)		(推進地域項目)		(30cm)	
市町村名	推進	特別強化	H24	R6	H24	R6	H24	R6
鹿児島市	○	-	5強	5強	4	4	90	120
鹿屋市	○	-	6弱	6弱	4	4	10	20
枕崎市	○	-	5弱	5弱	5	4	30	50
阿久根市	○	-	5強	5弱	4	4	100	150
出水市	-	-	5強	5強	2	2	10未満	10未満
指宿市	○	-	5強	5強	5	5	110	140
西之表市	○	○	5強	5強	11	11	400	410
垂水市	○	-	5強	5強	4	4	40	50
薩摩川内市	○	-	5強	5強	5	5	170	210
日置市	○	-	5強	5強	4	4	80	100
曾於市	○	-	6弱	6弱	-	-	-	-
霧島市	○	-	6弱	6弱	3	3	20	20
いちき串木野市	○	-	5強	5強	4	4	60	70
南さつま市	○	-	5強	5強	5	5	310	250
志布志市	○	○	6弱	6弱	7	7	490	500
奄美市	○	-	-	-	6	6	450	520
南九州市	○	-	5強	5強	4	5	70	80
伊佐市	○	-	6弱	6弱	-	-	-	-
姶良市	○	-	6弱	6弱	3	3	20	30
三島村	○	-	5弱	4	5	5	20	20
十島村	○	-	-	-	7	7	150	160
さつま町	○	-	5強	5強	-	-	-	-
長島町	○	-	5強	5弱	4	4	60	100
湧水町	○	-	6弱	6弱	-	-	-	-
大崎町	○	○	6弱	6弱	7	8	300	280
東串良町	○	○	6弱	6弱	9	9	220	170
錦江町	○	-	5強	5強	4	3	10未満	10未満
南大隅町	○	○	5強	5強	7	7	170	180
肝付町	○	○	6弱	6弱	10	10	290	280
中種子町	○	-	5弱	5弱	9	9	310	310
南種子町	○	○	5弱	5弱	9	9	330	330
屋久島町	○	-	5弱	5弱	13	13	450	470
大和村	○	-	-	-	5	5	40	40
宇検村	○	-	-	-	3	4	50	50
瀬戸内町	○	-	-	-	5	5	220	230
龍郷町	○	-	-	-	6	6	110	130
喜界町	○	-	-	-	5	5	610	590
徳之島町	○	-	-	-	5	5	90	90
天城町	○	-	-	-	3	3	60	60
伊仙町	○	-	-	-	5	5	30	30
和泊町	○	-	-	-	5	5	40	40
知名町	○	-	-	-	4	4	30	30
与論町	○	-	-	-	4	4	30	30

鹿児島県における30cm以上の浸水面積 6,080ha (H24) →6,250ha (R6)

国の南海トラフ地震被害想定在市町村別最大値の推移

市町村別最大値	津波到達時間【分】							
	(1.0m)		(3.0m)		(5.0m)		(10.0m)	
市町村名	H24	R6	H24	R6	H24	R6	H24	R6
鹿児島市	105	105	-	-	-	-	-	-
鹿屋市	99	98	-	-	-	-	-	-
枕崎市	73	73	276	-	-	-	-	-
阿久根市	122	122	-	-	-	-	-	-
出水市	-	-	-	-	-	-	-	-
指宿市	68	67	185	185	-	-	-	-
西之表市	28	28	29	29	31	31	-	-
垂水市	103	102	-	-	-	-	-	-
薩摩川内市	94	94	-	-	-	-	-	-
日置市	110	108	-	-	-	-	-	-
曾於市	-	-	-	-	-	-	-	-
霧島市	-	145	-	-	-	-	-	-
いちき串木野市	108	108	-	-	-	-	-	-
南さつま市	80	75	182	-	-	-	-	-
志布志市	36	34	42	41	46	45	-	-
奄美市	53	52	55	55	-	-	-	-
南九州市	71	69	-	-	-	-	-	-
伊佐市	-	-	-	-	-	-	-	-
姶良市	-	145	-	-	-	-	-	-
三島村	65	63	-	-	-	-	-	-
十島村	47	46	50	50	58	58	-	-
さつま町	-	-	-	-	-	-	-	-
長島町	127	127	-	-	-	-	-	-
湧水町	-	-	-	-	-	-	-	-
大崎町	40	40	43	43	49	48	-	-
東串良町	38	37	42	42	48	46	-	-
錦江町	94	93	-	-	-	-	-	-
南大隅町	39	38	41	40	47	47	-	-
肝付町	28	28	35	34	38	38	-	-
中種子町	27	27	29	29	31	31	-	-
南種子町	27	27	29	28	30	30	-	-
屋久島町	39	39	40	40	41	41	49	49
大和村	64	63	84	97	-	-	-	-
宇検村	67	67	-	-	-	-	-	-
瀬戸内町	57	57	71	71	-	-	-	-
龍郷町	59	59	61	61	-	-	-	-
喜界町	43	43	47	47	-	-	-	-
徳之島町	60	60	116	115	-	-	-	-
天城町	85	73	-	-	-	-	-	-
伊仙町	61	61	181	181	-	-	-	-
和泊町	66	66	106	106	-	-	-	-
知名町	69	79	-	-	-	-	-	-
与論町	68	68	-	-	-	-	-	-

地震等災害被害予測調査検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 災害からの被害軽減を図るため、本県で起こりうる地震・津波などの自然災害について、国の南海トラフ地震の被害想定の見直しや、能登半島地震から得られた教訓などを踏まえ、地震等災害被害予測調査を実施する。

調査の実施に当たって、災害の想定や対策等について助言及び提言を得るため、地震等災害被害予測調査検討有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、国の南海トラフ地震の被害想定の見直しや、能登半島地震から得られた教訓などを踏まえ、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 想定地震・津波の妥当性
- (2) 古文書等の分析などの科学的知見に基づく、あらゆる可能性を考慮した巨大な地震・津波等の新たな想定
- (3) 建築物・ライフライン施設・社会資本施設等の被害想定
- (4) 火災の想定
- (5) 人的被害の想定
- (6) 減災目標の妥当性
- (7) 地震・津波等の新たな想定に基づく防災対策
- (8) その他被害予測調査の見直しに当たって必要な事項

(組織)

第3条 会議は、地震学、津波工学、火山学、砂防学、防災学等の専門家をもって組織する。

- 2 会議には座長を置き、座長は、委員の互選で選出する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 座長は、各委員が一堂に会することが困難な場合は、事務局から各委員に対して意見聴取を実施させ、これを会議に代えることができる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の専門家に対し出席を求め、又は事務局から意見聴取を実施させることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、鹿児島県危機管理防災局危機管理課に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月6日から施行する。

地震等災害被害予測調査 スケジュール

R 7 年度

8 月 第 1 回有識者会議

- ・ 本県で起こりうる地震等の検討, 決定
- ・ 調査内容の検討, 決定

8 月 委託事業の入札, 契約

1 月 第 2 回有識者会議

- ・ 基礎資料 (地盤・地形・人口・建物・ライフライン施設等) の調査結果報告
- ・ 災害想定 (地震動, 津波, 液状化, 斜面崩壊等) の手法の検討, 決定
→ 災害想定 of シミュレート開始

3 月 第 3 回有識者会議

- ・ 災害想定 (地震動, 津波, 液状化, 斜面崩壊等) の中間報告
- ・ 被害予測手法の検討

R 8 年度

5 月 第 4 回有識者会議

- ・ 災害想定 (地震動, 津波, 液状化, 斜面崩壊等) の決定
- ・ 被害予測手法の決定
→ 被害想定 of シミュレート開始

7 月 第 5 回有識者会議

- ・ 被害想定 (建物被害, 人的被害, ライフライン被害等) の検討

1 0 月 第 6 回有識者会議

- ・ 被害想定 (建物被害, 人的被害, ライフライン被害等) の決定
- ・ 被害想定 (被害シナリオ, 防災・減災対策) の検討

1 2 月 第 7 回有識者会議

- ・ 被害想定 (被害シナリオ, 防災・減災対策) の決定
- ・ 最終報告案の検討

2 月 第 8 回有識者会議

- ・ 最終報告のとりまとめ

公表 (県 H P)